

札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領に基づく

地震後の緊急点検と 石綿使用箇所の掲示推奨

～ 災害時の二次被害防止と職員・利用者の安全・安心確保に向けて ～

令和8年度アスベスト問題対策会議
環）環境管理担当部

本日の議題と目的

1. 地震後の「緊急点検」の徹底

地震発生後、施設内の石綿含有建材（吹付け材・保温材等）に損傷や剥落が生じていないかを迅速・的確に把握し、飛散・ばく露を防止する体制を整える。

2. 石綿使用箇所の「掲示（表示）」推奨

平時から石綿等の使用箇所を明確に掲示しておくことで、被災時の点検者や応急復旧工事を行う事業者の意図しないばく露・飛散事故を未然に防止する。

SECTION 01

地震後の「緊急点検」の徹底

【本市の事例】今年度の地震後に発覚した石綿建材の剥落



発生の経緯：

今年度発生した地震の後
石綿含有建材の剥落・損傷が確認された。



それほど強い揺れでなくても、**劣化した部分で
剥落・飛散のリスクが発生する。**

※ 今回はアスベストの飛散は確認されなかった。

【本市の事例】 今年度の地震後に発生した石綿建材の剥落



復旧工事：

「巻き付け耐火被覆」

耐火クロスで固定するため、今後の地震の揺れでも再剥落しない。

『対策要領』における緊急点検の義務付け

要領の規定（別添2「1(2) 緊急点検」）：

- 🔗 「地震、台風、暴風雨等の自然災害による施設の被災後及び不具合等の発生時には、施設管理者は緊急点検を実施すること。」

点検主体と方法：

- 📋 各施設の所管部職員または委託事業者が、目視等により損傷・剥落の有無を確認（※詳細は要領別添1・別添3に規定）。

地震が発生した際、所管施設にてアスベスト使用箇所の点検を行っているか等についてご確認をお願いいたします。

発見時の対応フロー



1. 施設管理者へ報告

点検で石綿建材の損傷や剥落など、危険性（飛散リスク）が判明した場合は、直ちに**施設管理者へ連絡・報告**します。



2. 該当区域の「立入不可」措置

施設管理者の指示に基づき、安全性が確認できるまでの間、**該当室（書庫等）を【立入不可】**とし、掲示等で確実に閉鎖します。



3. 大気濃度測定と安全確認

施設管理者の手配により近いうちに**大気濃度測定を実施**。安全性が確認されるまで立入不可措置を継続します。

隙間がある場合は、目張りを行う。



SECTION 02

石綿使用箇所の「揭示（表示）」推奨

石綿使用箇所の「掲示（表示）」推奨

なぜ事前掲示が必要なのか？

① すべての工事・維持管理作業における「誤接触・飛散」の未然防止

工事・保守作業直前の視覚認知による「誤削孔・切断の阻止」と、職員の日常作業における「うっかり事故回避」

② 発災後の迅速な状況把握と、緊急要員の「二次被害」防止

地震直後の「優先点検箇所の即時特定」と、復旧時における「救援・設備業者の二次曝露防止」



掲示（表示）シートの記載項目と配置

- ✓ 推奨する掲示内容：
石綿の含有種別（レベル1～2）
使用箇所（室名・部位）とその写真
緊急連絡先

- 📍 掲示場所の例：
機械室・ボイラー室入口扉
パイプスペース扉内側
点検者及び作業者に見えやすい壁面

アスベスト使用箇所 掲示シート



レベル1・2取り扱い注意



■使用箇所・建材名

・梁：耐火被覆材

■禁止事項

・穴あけ、切断

・強い衝撃を与える行為

・その他損傷を与える行為



■損傷時の対応

・下記の施設管理者に報告

・指示に応じ、応急措置（立入禁止、シート等による飛散防止、散水等）を行う。

・必要に応じて濃度測定を行う。

■緊急連絡先

 ○○課○○係
011-●●●●-●●●●

まとめ

1

地震後は「緊急点検」の徹底

地震発生後はアスベスト使用部位を迅速・的確に目視点検。損傷・露出などの危険発見時は「報告・立入禁止等の措置・大気測定」の初動対応を速やかに実施すること。

2

「掲示」による事前可視化

アスベスト使用箇所の掲示を設置し、日常的に可視化することで、災害時の迅速な点検や工事・点検時の不慮のばく露事故を未然に防止すること。